

成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策の速やかな実現を求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（以下「民法改正法」という。）の施行日である令和4年4月1日まで、あと10ヶ月となった。

一般に社会経験、知識、判断力に乏しい若者はマルチ商法やキャッチセールスなどの悪質商法の被害に遭いやすいが、未成年者については民法の未成年者取消権により保護されてきた。しかし、民法改正法施行により18歳・19歳の若者は未成年者取消権を失うこととなり、これらの若者が悪質商法のターゲットとなることで、消費者被害が拡大することが強く懸念される。

法制審議会も、平成21年10月の「民法の成年年齢引き下げについての意見」（以下「法制審議会意見」という。）においては、成年年齢の18歳への引下げを適当としながらも、①若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれの解決に資する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れたことを法整備の条件としていた。これらの条件がほとんど達成されていないまま、平成30年の通常国会に民法改正法案が提出され、同年6月に同法は成立したが、国会審議の中で成年年齢の引下げの問題点が明らかとなった。

このような成立の経緯から、参議院法務委員会は全会一致で、①早急にいわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を創設することなど若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うことにつき検討を行い、法成立後2年以内に必要な措置を講ずること、②マルチ商法等の被害の実態に即した対策について検討し、必要な措置を講ずること、③消費者教育の充実、④成年年齢引下げについての周知徹底、などを内容とする

附帯決議を行った。この附帯決議は、法制審議会意見が掲げた条件を法施行までに必ず実現すべき課題として明記したものであり、しかも法成立後施行まで3年10ヶ月もの期間が設けられた。

ところが、法成立後約3年を経過し、施行まで約10か月となった現在に至っても、附帯決議の内容は実現されていない状況にある。つけ込み型不当勧誘取消権の創設については、必要な措置を講じるべきとされた法成立後2年以内という期限を既に大きく徒過したにもかかわらず、創設のための措置が講じられる目処も立っていない。消費者教育については、成年年齢引下げに伴う消費者被害を未然に防止しうる実践的な消費者教育を開始しておくべきであったところ、現状ではそのような段階には至っていない。さらに、成年年齢引下げ自体は周知されていても、未成年者取消権を18歳で失うことの意味やリスクなどの周知徹底は未だ十分とはいえない。

以上の実情からすれば、附帯決議で示された消費者被害防止のための施策は未だ全く整備されておらず、これから直ちに必要な措置に着手しなければ、施行日までにかかる施策を実現するのは困難である。

よって、当会は、上記状況を踏まえ、国に対し、上記附帯決議に示された施策全ての速やかな実現を求めるとともに、仮に施策が実現されないときは、未成年者取消権の行使可能年齢を引き下げる部分について施行日を延期することを求める。

2021(令和3)年6月15日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

夫婦が希望すれば双方とも婚姻前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度については、1996年に法制審議会が答申が出されて以来導入が検討されてきたが、実現に至らないまま、実に25年間の経過した。

当会はこれまで、婚姻に際して夫婦が同姓となることを強制する民法第750条について、人権侵害ないし不合理な差別であることを指摘し、速やかに改正を求める意見を表明してきた。

氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一内容を構成するものである（1988年2月16日最高裁判決）。婚姻によって夫婦の同姓を強制する民法第750条は、自己の意に反して改姓を余儀なくされる者に対する人格権の侵害であり、憲法第13条違反にあたる。

また、民法第750条が例外なく夫婦は同姓にしなければならないという結果、互いに旧姓を維持したいという信条を持つ夫婦は法的に婚姻することができず、相続・税控除・共同親権などの法律婚の効果を享受できない。この点において、民法第750条は信条による差別として憲法第14条違反の問題も生じる。

わが国においては、婚姻にあたり実に95.5%の夫婦において女性が姓を変えており（2019年厚生労働省人口動態調査）、看過し難い不平等が生じているというほかはない。改姓により生じる職業上及び生活上の不利益のほとんどを女性が被っている実態は、女性活躍の推進にも明らかに逆行している。

この点、民法第750条の改正でなく旧姓を通称使用できる範囲を拡大すべきとの意見がある。最高裁も、2015年12月16日判決において、多数意見で「旧姓の通称使用が広がることで一定程度は緩和される」として、同姓強制を定める民法第750条の違憲性を認めなかった。

しかしながら、このような意見は旧姓の通称使用をすることによる不利益に対する想像力を欠くものであり、旧姓の通称使

用は問題の解決にはならない。改めるべきは、民法第750条が個人の人格権と平等権を侵害している事実及びその背景にある家制度の名残ともいえるべき価値観そのものであり、この点を温存したままの対症療法的な通称使用での決着は弥縫策に他ならない。

もっとも、前記最高裁判決は、民法第750条を合憲としたものの、多数意見において選択的夫婦別姓制度を採用するか否かを含め「国会で論ぜられ、判断されるべき事項にほかならない」として、国会に議論を促進するよう求めていた。

同判決後の各種世論調査においては、選択的夫婦別姓導入に賛成する割合が、反対の割合を上回っている（2017年内閣府「家族の法制に関する世論調査」）。特に、女性の20代～30代で見ると、20代は賛成50.2%、反対19.8%、30代は賛成52.5%、反対13.6%となっており、選択的夫婦別姓制度導入を支持する世論は高まっている。地方議会においても、前記最高裁判決以前に比して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書等が多数採択されている。

2020年12月、事実婚の夫婦が夫婦別姓で提出した婚姻届の不受理処分に対する不服申立が最高裁大法廷に回付された。複数の地方裁判所で提起された事実婚の夫婦を原告とする国家賠償請求事件も最高裁小法廷に係属している。また、遅きに失した感はあるものの、現在、与党内でもワーキンググループによる検討が始まっている。

以上の諸状況を踏まえ、当会は、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入すべく、民法第750条の改正を改めて強く求めるものである。

2021(令和3)年6月17日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

改めて、少年事件の実名等の報道に強く抗議し、少年法第 61 条の遵守を求める会長声明

株式会社新潮社は、「週刊新潮」2021年6月16日号において、立川市で2名の男女を殺傷したとして殺人や殺人未遂等の罪に問われている事件について、犯行時少年である被疑者の実名及び顔写真を掲載した（以下、本掲載記事という。）。

本掲載記事は、少年のとき犯した罪について氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等、本人と推知することができる記事または写真の掲載（いわゆる推知報道）を禁止した少年法第61条に違反し、許されない。

少年法は、第1条で少年の「健全な育成」、少年の成長発達権の保障の理念を掲げている。推知報道がされると、少年の成長発達権やプライバシー権を侵害し、ひいては少年の更生と社会復帰を阻害するおそれ強いことから、同法第61条は、少年の推知報道を、事件の区別なく一律に禁止している。

本掲載記事は、逮捕から間もなく、処分そのものが課せられるのか、いかなる処分が課せられるのか全く不透明である段階で、実名及び顔写真という、容易に個人を特定しうる情報を掲載しており、当該少年のプライバシーを侵害するものである。少年の氏名や容ぼうが報道されれば、インターネット上に少年の情報が半永久的に残り、少年は就労や日常生活において著しい不利益を受け、更生が阻害されることは明らかである。

令和4年4月1日に「少年法等の一部を改正する法律」（以下、「改正」少年法という。）が施行され、18歳・19歳の少年（特定少年）は少年法第61条の推知報道禁止の対象から一部除外

される。しかし、除外されるのは公訴を提起（起訴）された場合に限られており、本掲載記事のような起訴される前の段階での推知報道は、「改正」少年法の下であっても、少年法第61条に違反する。「改正」少年法の下でも、推知報道は、起訴後の特定少年であっても無制限に認められてはならないことは、同改正に際しての衆参法務委員会附帯決議も指摘するところであるが、ましてや、本件掲載記事のような起訴前の特定少年の推知報道が違法であることは明白であり、断じて許されない。

株式会社新潮社は、1997年、2005年、2006年、2013年、2015年及び2017年にも少年事件に関する記事の中で実名及び顔写真を掲載し、当会や日本弁護士連合会はそのたびに抗議声明を出し、少年法第61条の遵守を求めた。それにもかかわらず、少年法改正直後に、施行後であっても違法となることが明白な推知報道に及んだことは極めて遺憾である。

当会は、株式会社新潮社に対し、同社の行為が少年法に反し、少年のプライバシー権及び成長発達権を著しく侵害するものとして強く抗議するとともに、今後、同社が少年の人権を侵害する報道を二度と繰り返さないことを強く求める。

また、すべての出版・報道機関に対して、少年法を遵守し、少年及び関係者の人権の保障に留意して報道を行うことを要望する。

2021(令和3)年6月21日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

「重要土地等調査規制法」強行可決に抗議し、同法の廃止を求める会長声明

本年6月16日未明、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「本法」という。）が参議院本会議で可決され、成立した。

本法は、内閣総理大臣が安全保障上重要とみなす米軍・自衛隊基地、海上保安庁施設、原発等の「重要施設」の周囲約1キロと国境離島を「注視区域」に指定し、区域内にある土地・建物（以下「土地等」という。）の所有者や使用者ら（以下「土地等利用者」という。）を調査することを定めるとともに、「注視区域」のうち特に重要とみなすものを「特別注視区域」に指定し、土地等の利用に関し調査や規制ができるものとして、中止命令違反、届出義務違反、報告義務違反にはそれぞれ罰則を科すものである。

しかし、本法は、次のとおり重大な問題を孕んでいる。

- ① 本法は、規制対象となる「注視区域」及び「特別注視区域」の指定基準、「重要施設」の指定基準、「重要施設」及び国境離島等の「機能を阻害する行為」とその「明らかなおそれ」の判断基準を何ら明確にせず、これらの一部については政令に委任し、政府の裁量で決められるものとする。

このような法律では、国民の権利自由が不当に制約されるおそれがあり、三権分立の下、政府の権限を適正な範囲に限定する立法を行うべき立法府が、その使命を放棄したものといわざるを得ない。

- ② 本法は、内閣総理大臣の権限として、地方公共団体の長等に対して注視区域内の土地等利用者に関する情報の提供を求め、また、注視区域内の土地等利用者に対して当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとしており、後者には違反者に対する刑罰の制裁も科せられている。不明確な要件のもとで、地方公共団体の長による調査・報告等がなされ、土地等利用者には報告義務や資料提供義務を課すことは、土地等利用者の思想・良心の自由（憲法第19条）、表現の自由（憲法第21条）、プライバシー権（憲法第13条）を侵害するおそれがあり、また、刑罰法規

の明確性を欠く点において罪刑法定主義（憲法第31条）に反する疑いが強い。

- ③ 本法は、内閣総理大臣の権限として、注視区域内の土地等利用者が自らの土地等を重要施設等の「機能を阻害する行為」に供し又は供するおそれがあると認めるときに、刑罰の制裁の下、勧告及び命令により、当該土地等の利用を制限することができるものとしている。このような制限は、要件の不明確さから、注視区域内の土地等利用者の財産権（憲法第29条）を侵害するおそれがある。さらに、ここでも、②と同様、罪刑法定主義違反の疑いがある。

- ④ 以上のような規制の結果、例えば自衛隊や米軍の施設の周辺において、施設の拡充や施設利用の在り方について、注視区域内の土地等利用者が異議を表明したり抗議活動をしたりすることに対し、本法の不明確な要件のもとで利用制限や規制、刑罰を科せられることになりかねない。これは、注視区域内の土地等利用者の思想・良心の自由や表現の自由を大きく制約し、ひいては民主主義の基盤をも危うくするものである。

また、本法の成立過程で、十分な議論が尽くされたかについても強い疑念がある。

本法が審議された参議院内閣委員会では、6月14日、参考人として意見を述べた3人ともが法文の不明確性を指摘し、与党推薦の参考人も十分な議論を求めたが、ほどなく採決された。審議時間に関しても、衆参あわせて二十数時間という短時間の審議にとどまった。かかる状況では、十分な審議が尽くされたとは言い難い。

このように、本法は内容面でも手続面でも看過しがたい問題があることから、当会は、本法の強行可決に強く抗議し、本法の速やかな廃止を求めるとともに、恣意的な運用を阻止するために引き続き活動する決意である。

2021(令和3)年6月24日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

当会会員逮捕に関する会長談話

一昨日、当会所属の永井博也会員が、業務上横領の容疑で逮捕されたとの報道がありました。逮捕容疑が事実であるとすれば、弁護士に対する信頼を著しく損なうものであり、極めて厳粛に受け止めております。当会としては本件について事実

確認のうえ厳正に対処する所存です。

2021(令和3)年6月28日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

最低賃金額の引き上げと中小企業の支援策を求める会長声明

現在、東京都の最低賃金額は1013円である。この金額は新型コロナウイルスの世界的大流行があった昨年も据え置かれ、2019年から2年間続いている。この賃金で、1日8時間、1ヶ月21日稼働すると、月収は17万0184円、年収は約204万円となる。

総務省統計局2020年の家計調査(年調査)によれば、大都市・単身世帯の消費支出(月額)は16万0912円であり、この消費支出の実態に鑑みれば、単身世帯はもとより、1人親家庭等の被扶養者を抱える世帯においては、経済的な余裕は認められず、就労等に不安が生じれば、直ちに生活困窮に陥りかねない。

他方、中央最低賃金審議会が設置した「目安制度の在り方に関する全員協議会」が2021年5月26日に提出した資料によると、イギリス、フランス、ドイツ、韓国では、コロナ禍においても、労働者の生活を支えるために最低賃金の引き上げが行われている。

我が国においても、コロナ禍による経済活動の停滞状況がま

すまず深刻になっているときだからこそ、正規・非正規の区別なく、労働者が安定した収入を得て、健康で文化的で、幸福な生活を実現できるよう、同様の施策がなされるべきである。具体的には、7月の中央最低賃金審議会の答申を受けての地方最低賃金審議会の決定において、最低賃金額を大幅に引き上げるべきである。

なお、最低賃金の引き上げが経営体力に乏しい中小企業の存続に悪影響を及ぼすおそれもある。コロナ禍により失業率や廃業率が高くなっていると指摘される飲食業や宿泊業は非正規労働者の割合が高く、かかる悪影響により雇用が失われるおそれがある。このような事態を避けるため、例えば経営の厳しい中小企業に対する社会保険料の事業者負担の減免などを検討し、同時に、企業の生産性向上のための実効的な諸施策も講じるべきである。

2021(令和3)年6月30日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

最高裁判所大法廷決定を受けて、改めて選択的夫婦別姓(別氏)制度の導入を求める会長声明

本年6月23日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏を強制する民法第750条は憲法第24条に違反するものではないとした2015年の最高裁大法廷判決を引用した上で、同判決の判断を変更すべきものとは認められないとした。

今回の最高裁決定が、現在の制度が憲法第24条に反するかの実質的な判断を放棄し、制度の変更を立法府の裁量に委ねたことは極めて遺憾であるが、違憲判断を下した三浦、宮崎、宇賀、草野4名の裁判官の意見及び反対意見には、以下のとおり、選択的夫婦別氏制度導入に向けての有益な意見が読み取れる。

- ① 「生来の氏名に関する人格的利益」は憲法上保障されるべき個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく権利であり、アイデンティティの喪失はその人格的利益を失わせるものである。憲法第24条第1項の婚姻は、国家が提供するサービスではなく、両当事者の終生的共同生活を目的とする結合として社会で自発的に成立し一定の方式を伴って社会的に認められた人間の営みである。夫婦同氏を婚姻成立の要件とし、二人のうち一人が重要な人格的利益を放棄することを強いる現在の婚姻制度は、憲法上正当化することはできない。
- ② 現在の夫婦同氏制は、我が国が締結し、国会で批准され公布されている女子差別撤廃条約に反するものである。我が国は同条約に基づく女子差別撤廃委員会から条約上の措置をとる義務を履行するように3度の正式勧告を受けており、同条約の加盟国で夫婦同氏を義務付ける制度を採用している国は我が国のほかには見当たらない。

- ③ 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することは、社会の緊要な課題であり、社会の制度や慣行を男女に中立的なものとするのが求められる(男女共同参画社会基本法前文、第4条参照)。
- ④ 夫婦同氏制の「定着」とは、それぞれの時代に、少なくとも個人の痛みの上に成り立ってきたものであることに思いを致すべきである。

また、合憲の意見を述べた3名の裁判官も、補足意見の中で、長期間使用してきた氏を婚姻の際に改める者の中にはアイデンティティの喪失感を抱く者や社会生活上の不利益を被る者がいるという指摘があることを述べ、一般論として合理性に関わる事情の変化いかんによっては立法裁量の範囲を超えて憲法第24条に違反すると評価されることもあり得るものと述べている。

今回の最高裁決定では、このように7名の最高裁裁判官から厳しい意見が述べられていると理解すべきであり、これ以上の放置は許されない。国民の代表である議員で構成される国会がこれらを真摯に理解し、現在の夫婦同氏制を変えていく立法行動を採ることを東京弁護士会として強く促し、引き続き選択的夫婦別氏制度導入の実現に向けた不断の努力をする所存である。

2021(令和3)年7月5日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

東京弁護士会141年の歴史を振り返り、改めて弁護士会の使命を自覚する会長談話

東京弁護士会は明治13年（1880年）7月31日に東京代言人組合が設立されたことに組織としての端を発し、同年から数えると今年で141年目を迎えることになります。その後明治25年に旧弁護士法が成立し、翌26年5月27日に会員407名を擁して東京弁護士会が設立しました。

代言人組合設立時から、検事正の監督を受けつつも独立した弁護士会運営を模索していることが窺えますが、その後、日清日露戦争、2つの世界大戦、そして敗戦を経験し、戦後、我が国は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を謳う日本国憲法を制定しました。また、この新憲法の下で新しい弁護士法が制定され、その第1条において「基本的人権の擁護と社会

正義の実現」が弁護士会の使命と明記されると同時に、そのための弁護士の自治が認められ、今日を迎えています。

時代は変わっても弁護士や弁護士会に本質的に求められているのは、市民一人一人の自由、人権を護ることです。私たち東京弁護士会は、140年を超える会の歴史に思いを致し、弁護士の使命である市民の基本的人権の擁護と社会正義の実現のために更に努力していきたいと考えております。

2021年7月30日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

76回目のヒロシマ・ナガサキ平和祈念の日を迎えるにあたっての会長談話

76回目のヒロシマ・ナガサキ平和祈念の日を迎えるにあたって、当会は、ここに改めて犠牲者を悼み、核兵器廃絶に向けた取組を続けていくことを誓います。

戦争は、人命だけでなくあらゆる価値を破壊するものであり、その被害は物理的なものに限らず、人の心身に深い傷跡を残します。とりわけ核兵器は、その甚大で非人道的な破壊力を有する点において、平和の対極にあるものと言うべきです。

1945年8月6日に広島に、8月9日に長崎に原爆を投下された我が国は、戦争における唯一の被爆国として憲法に平和の尊さをうたい、核兵器廃絶を目指してきました。

2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用、威嚇としての使用の全てを禁じており、単なる宣言にとどまらず、締約国がその義務を負うものである点で、徹底して核兵器の廃絶を目指すものです。そして、2020年10月に50か国目のホンジュラス共和国の批准により条約発効要件を充たし、その後90日が経過

した本年1月、ついにこの条約が発効しました。

しかしながらこの条約に、我が国は未だ署名していません。この背景にある核の傘・核抑止力論が、果たして核兵器の削減や戦争抑止に続く道であるのか、核兵器という圧倒的な力による支配体制を肯定するものでしかないのか、我々は常に考えなければなりません。

当会は、憲法前文の平和的生存権、憲法9条の戦争放棄、戦力不保持の理念に基づいて、平和を愛し核兵器廃絶を目指す世界の市民と連帯するとともに、核兵器禁止条約への署名に向けた真摯な検討を行い、我が国が戦争における唯一の被爆国として、核廃絶へのリーダーシップを発揮することを望むものです。

2021(令和3)年8月6日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

8月15日を迎えるにあたっての会長談話

今年も8月15日が巡ってきました。第二次世界大戦において我が国が連合国に対する全面降伏を内容とするポツダム宣言を受諾し、これを宣明した「玉音放送」が流されたこの日は、「終戦の日」として国民の中に長く定着しています。

私たちは、1945年以降の「戦後」を新たな「戦前」としないよう、日本国憲法の平和主義の理念をいつまでも継続し、次の世代へ引き渡さなければなりません。

私たち弁護士は、「基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし」（弁護士法第1条）、基本的人権の擁護と社会正義の実現とを両立させなければならないものと考えています。平和に保たれている社会は、人間の安全保障が重視され、基本的人権の保障が充実し、国民がそれぞれの個性を生かして幸福を追求することが可能となる社会です。

そのため、弁護士会は、基本的人権の制約や侵害のおそれを敏感に感じ取って社会に警鐘を鳴らす人権と平和の護り人の役割を担ってきました。

最近でも、新型コロナ禍を理由として「緊急事態条項」を

創設する憲法改正の必要が唱えられ始めています。しかし、「緊急事態条項」は、戦争や大災害といった非常事態において、内閣に権限を集中させて人権制限を行うことを可能とするものです。国会による民主的統制や裁判所による司法的統制を受けないことによる権力の濫用の危険が非常に高まるものであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の「緊急事態宣言」とは性質が全く異なっています。このように、人権侵害のおそれが大きく、平和主義を損なうおそれがある緊急事態条項の制定に東京弁護士会は強く反対しています。

当会は、今後も日本国憲法の理念を広く市民に浸透させるために「不斷の努力」（憲法第12条）を尽くし、すべての人が「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」（憲法前文）を享受できる社会の実現を目指してまいります。

2021(令和3)年8月15日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏